

【趣旨】

※本計画は令和8年4月1日から適用

- 教育職員の心身の健康を保持し、持続可能な教育体制を確立するために、勤務時間の客観的で正確な把握と業務量の適切な管理を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る。
- 学校・教育委員会・保護者・地域・首長部局が一体となって働き方改革を推進し、「誰一人取り残さない教育の実現」を目指していく。働きがいと働きやすさを両立させることで、子供たちと関わる時間を確保することがねらい。

【概要】

1 主な目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- 年間の年次有給休暇の所得日数15日以上の割合を50%にする。

2 計画の期間・・・令和8年度～令和11年度

3 業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ・学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務、に分類し、現状を鑑み見直しを図る。

(2) 学校における措置の推進

- ・教育課程における授業時数の見直し、日課表等の工夫、勤務時間外の留守番電話機能の維持と録音機能電話の設定を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・業務過多の教育職員への医師面談の実施、相談窓口の周知、まとまった年次有給休暇が取得できる学校閉庁日等の設定を行う。

4 関連する取組、今後のフォローアップ

- 毎年度、本計画に基づく状況等を山鹿市のHPで公表し、定例教育委員会及び総合教育会議で報告する。
- 目標達成状況の把握は、出退勤システムや定例報告、アンケート等で行う。
- 各学校の課題に応じて、山鹿市教育委員会からの指導・助言を実施する。
- 学校運営協議会やPTA会議等において、働き方改革推進の理解や周知等を積極的に行い、協力体制を構築する。